

条例の提案に対する意見の申出について（報告）

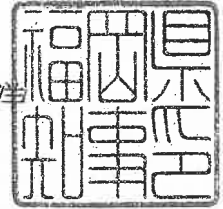
令和2年4月臨時県議会に提案予定の福岡県特別職の職員の給与の特例に関する条例及び特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙1のとおり知事から意見の聴取があったため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、臨時代理により別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定に基づき、承認を求めます。

令和2年5月11日
教 育 長

2 人 第 1 3 2 号
令和2年4月20日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 小 川 洋



条例の提案に対する意見の聴取について

県議会令和2年4月臨時会に下記の条例案を別紙のとおり提案したいので、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第
29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

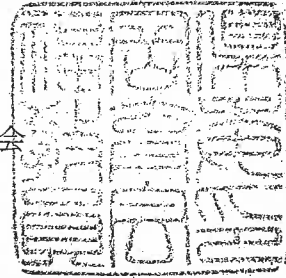
記

- 1 福岡県特別職の職員の給与の特例に関する条例案
- 2 特例大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の
一部を改正する条例案

2教総第186号
令和2年4月22日

福岡県知事 殿

福岡県教育委員会



条例の提案に対する意見の申出について（回答）

（対4月20日2人第132号）

さきに意見聴取のあった標記事項については、同意します。

福岡県特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

1 制定の理由

福岡県特別職の職員の給与の一部を減額するため、特例措置を定めるもの

2 条例の概要

知事、副知事等の特別職職員の給料、地域手当及び期末手当を減額するもの

(1) 実施期間

条例の施行の日から令和3年3月31日まで

(2) 減額率及び削減額

	給料月額	減額率	削減額
知事	135万円	20%	453万円
副知事	108万円	15%	272万円
公営企業の管理者	83万円	12%	167万円
常勤の監査委員	71万円	12%	143万円
教育長	88万円	12%	177万円

3 施行期日

公布の日

第八九号議案

福岡県特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定に
ついて

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和二年四月三十日

福岡県知事 小川 洋

理由

福岡県特別職の職員の給与の一部を減額するため、特例措置を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県特別職の職員の給与の特例に関する条例

(福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の特例)

第一条 この条例の施行の日から令和三年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）においては、福岡県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第十七号）第二条第一号及び第二号に掲げる特別職の職員、同条第三号に掲げる特別職の職員のうち教育長並びに同条第十号に掲げる特別職の職員のうち常勤を要する者（以下「特別職の職員」という。）に対する給料の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一 知事 百分の二十

二 副知事 百分の十五

三 公営企業の管理者、教育長及び常勤の監査委員 百分の十二

2 特例期間においては、前項各号に掲げる特別職の職員に対する期末手当の支給に当たっては、期末手当の額から、前項各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(端数計算)

第二条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(この条例の施行に関し必要な事項)

第三条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員に係る地域手当の特例)

2 特例期間においては、福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十五号）付則第二項の適用については、同項中「一般職の職員の例により地域手当」とあるのは「一般職の職員の例による地域手当の額から、地域手当に福岡県特別職の職員の給与の特例に関する条例（令和二年福岡県条例第 号）第一条第二項各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

福岡県特別職の職員の給与の特例に関する条例案要綱

第一 概要

福岡県の特別職の職員に対する給与について、令和三年三月三十一日までの間減額して支給する措置を定めるもの。

第二 条例案の要旨

一 福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の特例

- (一) この条例の施行の日から令和三年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）においては、知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤の監査委員に対する給料の支給に当たっては、給料月額に、知事にあつては百分の二十、副知事にあつては百分の十五、公営企業の管理者、教育長及び常勤の監査委員にあつては百分の十二を乗じて得た額に相当する額を減額すること。（第一条第一項関係）
- (二) 特例期間においては、知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤の監査委員に対する期末手当の支給に当たっては、期末手当の額に、給料月額の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減額すること（第一条第二項関係）
- (三) 特例期間においては、知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤の監査委員に対する地域手当の支給に当たっては、地域手当の額に、給料月額の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減額すること。（附則第二項関係）

二 端数計算

この条例において給料月額等から支給に際して減額することとされている額に一元未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てること。（第二条関係）

三 施行期日

この条例は、公布の日から施行すること。（附則第一項関係）

特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例 に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対する国の措置に鑑み、特殊勤務手当の特例を定めるもの

2 改正の概要

	対象職員	手当額
防疫等作業 手当	新型コロナウイルス感染症の軽症患者等が療養する宿泊施設において、患者等の身体に直接接触する作業、患者等が使用した物件の処理作業などの感染のおそれのある作業に従事した職員	日額 4,000 円以内*
	新型コロナウイルス感染症の患者等の救護、病原体の付着した物件の処理などの感染のおそれのある作業（上記の作業を除く。）に従事した職員	日額 2,000 円以内*

※手当額は人事委員会規則で定める。

<参考> 国の措置

中国（武漢）から政府チャーター機で帰国した邦人等が健康観察のため宿泊する施設内で、感染症対策に従事した職員に対し、日額 4,000 円を上限とした防疫等作業手当を支給

3 施行期日

公布の日（令和 2 年 4 月 1 日に遡及して適用）

第九〇号議案

特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和二年四月三十日

福岡県知事 小川 洋

理由

新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対する国の措置に鑑み、特殊勤務手当の特例を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例

に関する条例の一部を改正する条例

特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例（平成二十九年福岡県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項第一号中「第一項」の下に「又は第二項第一号」を加え、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え、同項を同条第四項とする。

二 第二項第二号の作業 二千元

第三条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 職員が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二に規定する政令で定める日までの間において、次の各号に掲げる作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、県職員特殊勤務手当条例第三条の規定は適用しない。

一 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この号及び次号において同じ。）の患者のうちその病状の程度が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められるもの又は新型コロナウイルス感染症の病原体を保有している者であつて新型コロナウイルス感染症の症状を呈していないもの（以下この号において「軽症患者等」という。）が、県が確保した宿泊施設において療養を行う場合その他人事

委員会がこれに準ずると認める場合において、職員が、その軽症患者等の身体に直接接触する作業、軽症患者等が使用した物件の処理作業その他の新型コロナウイルス感染症にかかるおそれのある作業で人事委員会が定めるもの

- 一 新型コロナウイルス感染症の患者、疑似症患者又は人事委員会がこれらに相当すると認める者の救護、新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件又は付着の危険がある物件の処理作業その他の新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために行う作業（前号に規定する作業を除く。）で人事委員会が定めるもの
- 第六条中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の規定は、令和二年四月一日から適用する。

第 号議案

特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

新旧対照表

<p>特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例 (平成二十九年福岡県条例第三十五号)</p>	<p>現 行</p>
<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>(特定大規模災害等が発生した場合における 特殊勤務手当)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 職員が、新型コロナウイルス等対策特別措 置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第 一条の二に規定する政令で定める日までの間 において、次の各号に掲げる作業に従事した ときは、防疫等作業手当を支給する。この場 合において、県職員特殊勤務手当条例第三条 の規定は適用しない。</p> <p>一 新型コロナウイルス感染症(新型インフ ルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二 に規定する新型コロナウイルス感染症をい う。以下この号及び次号において同じ。)の 患者のうちその病状の程度が感染症の予 防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律(平成十年法律第百十四号)第六条第 六項第一号に掲げるインフルエンザにかか った場合の病状の程度に比しておおむね同 程度以下であると認められるもの又は新型 コロナウイルス感染症の病原体を保有して いる者であつて新型コロナウイルス感染症 の症状を呈していないもの(以下この号に おいて「軽症患者等」という。)が、県が 確保した宿泊施設において療養を行う場合 その他人事委員会がこれに準ずると認める 場合において、職員が、その軽症患者等の 身体に直接接触する作業、軽症患者等が使 用した物件の処理作業その他の新型コロナ ウイルス感染症にかかるおそれのある作業 で人事委員会が定めるもの</p> <p>二 新型コロナウイルス感染症の患者、疑似 症患者又は人事委員会がこれらに相当する と認める者の救護、新型コロナウイルス感 染症の病原体の付着した物件又は付着の危</p>	<p>(特定大規模災害等が発生した場合における 特殊勤務手当)</p> <p>第三条 (略)</p>

険がある物件の処理作業その他の新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために
行う作業（前号に規定する作業を除く。）
で人事委員会が定めるもの

4| 3|

(略)

前三項の手当の額は、勤務一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において人事委員会が定める額とする。

- 一 第二項又は第二項第一号の作業 四千円
- 二 第二項第二号の作業 一千円
- 三 (略)

(支給の調整)

第六条 職員が、同一勤務日において、第三条第一項から第三項までの作業のうち二以上の作業に従事した場合におけるこれらの作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

3| 2|

(略)

前二項の手当の額は、勤務一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において人事委員会が定める額とする。

- 一 第二項の作業 四千円
- 二 (略)

(支給の調整)

第六条 職員が、同一勤務日において、第三条第二項又は第三項の作業のうち二以上の作業に従事した場合におけるこれらの作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、人事委員会が定める。